

**令和8年度**

**学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業  
公募説明会**

**令和8年2月24日（火） 17：00～**

**文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室**

1. 公募内容について
2. 委託事業実施にあたって
3. 質疑応答

# 1. 公募内容について

# 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和8年度予算額（案） 116百万円  
（前年度予算額 124百万円）



文部科学省

令和7年度補正予算額 13百万円

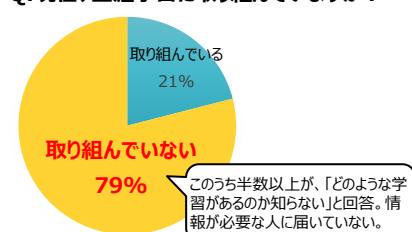
## 趣旨・背景

障害者権利条約の批准や共生社会への意識の高まりなどにより、**学校卒業後の障害者の生涯学習機会の確保**が求められている。また令和6年4月に**障害者差別解消法**が完全施行され民間事業者にも義務化されるなど、**合理的配慮への対応**が急務である。これら喫緊の課題に対応するため、本事業では、**学校卒業後の障害者の学び**について実態把握・モデル開発・普及啓発等の取組を進め、「**障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現**」を目指す。

## 障害者の生涯学習の推進に関する現状と課題

障害者本人アンケート（R4）

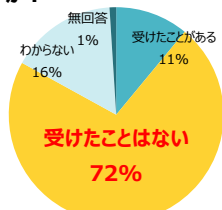
Q:現在、生涯学習に取り組んでいますか？



課題①：生涯学習の機会が少ないことに加えて、障害当事者に情報が伝わっていない。

社会教育施設アンケート（R5）

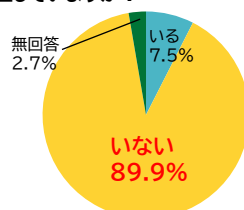
Q:合理的配慮に関する意思表示を受けた経験がありますか？



課題②：障害者の生涯学習の場における合理的配慮や情報保障に係る経験が少ない。

社会教育施設アンケート（R5）

Q:コーディネーター的な役割を担う職員を配置していますか？



課題③：障害者の生涯学習活動に関するコーディネーター的な職員がいない

「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月14日閣議決定）  
地域における**学校卒業後の学習機会の充実**のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して**生涯学習を支援する機関としての役割を果たす**。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）  
誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、**障害者の生涯学習の充実**に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった**学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る**。

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた取組」として、**障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図る**。

## 事業内容

### アクセシブルな書籍等の製作に係る実証調査等【13百万円（R7補正）】

読書バリアフリー法(R1)や情報コミュニケーション法(R4)の施行など、**情報保障への関心が高まる**中で、障害者等が学びの機会から除外されることのないよう実態把握が必要。**読書バリアフリー基本計画の着実な実施のために、全国的な調査等により、各取組の進捗状況を把握する。**

### 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究【3百万円（3百万円）】

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、**障害当事者**はもとより、実施主体として期待される**社会教育施設、高等教育機関等多様な関係者**に対する**定期的な調査**等により、**社会教育施設、高等教育機関等**の実態調査

### 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究【89百万円（97百万円）】

#### ①地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県等が中心となり、大学や特別支援学校、NPO等が参画する**持続的な連携体制の整備**に向けた「**地域コンソーシアム**」を構築。

#### ②社会教育施設を活用した障害者の学びの場の拡充を目指した地域連携体制の構築

地域における学びの機会の充実を目的に、**コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習プログラム、インクルーシブなプログラム開発**を実施。

#### ③障害者の移行期の学びのモデルの構築

大学、専門学校等の高等教育機関への進学が困難な障害者が**学びを継続できる機会等の創出**や、障害の有無に関わらず同世代の若者を含む**社会と接することができる居場所作り**を目的とした**持続可能な生涯学習プログラム等の開発**を実施。

R8委託事業

### 生涯学習活動の強化【23百万円（24百万円）】

障害者の生涯学習の充実には**教育と福祉など分野を超えた連携**を進め、**関係者を増やすことが重要**。学びの場の担い手育成や学習環境の充実を図るため、障害者や支援者、行政など関係者が集う**共生社会コンファレンス**や、**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を実施。



（共生社会コンファレンスの様子）



（障害者参加型フォーラム）

#### アウトプット（活動目標）

- ①実践研究事業による都道府県等の**主体的な連携体制の構築**。
- ②**多様な生涯学習プログラムのモデル開発・実施**。
- ③普及・啓発事業の実施による**成果の共有**。

#### 中期アウトカム

- ①自治体の行政計画に盛り込まれる等、**障害者の生涯学習への関心の高まり**。障害理解が深化。
- ②障害者のニーズに対応した**多様な生涯学習プログラムが増加**。
- ③障害者の生涯学習の担い手人材が増加。

#### 長期アウトカム

- 学校卒業後の**障害者の身近に生涯学習の機会**（学習・スポーツ・文化等の活動機会）が**充実**、**障害の有無に関わらず、共に学び生きる共生社会が実現**。

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

# 令和8年度「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 事業趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等も踏まえ、共生社会の実現に向けて学校卒業後も障害者が学び続けることができる生涯学習の取組や環境整備等を推進することが急務である。

「障害者の生涯学習の推進方策について(報告)」(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議)では、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、その実現と障害者の生涯学習推進に向けた取組として、**地方公共団体における実施体制・連携体制の構築、社会教育施設を活用した幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進、大学等と連携した学びに関する環境整備などを求めている。**

これらを踏まえ、本事業では学校卒業後の障害者の社会参加・活躍を一層推進するため、都道府県等を中心とした地域コンソーシアム形成による持続可能な生涯学習支援体制を構築し、併せて、合理的配慮を踏まえた市区町村と民間団体等の組織的な連携による生涯学習プログラムの実施や大学等の高等教育機関による生涯学習プログラム等の開発を行い、障害者の持続的な学びの基盤を整備するとともに、多様な学びの場の拡充を目指す。また、障害者それぞれの障害特性やニーズを踏まえた学びの充実に向けた調査研究や、これらの成果を全国に普及するために、共生社会コンファレンス等の取組を実施する。

**令和 8 年度 「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」  
地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 事業内容**

**(ア) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援  
体制の構築**

**(イ) 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の  
拡充を目指した地域連携体制の構築**

**(ウ) 障害者の移行期の学びのモデル構築**

# (ア) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

## 趣旨

都道府県等が核とした、市区町村や特別支援学校、大学、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体などの障害者支援団体等が連携・協働し、障害者本人も参画した「地域コンソーシアム」を形成し、持続可能な学びの支援の実現を目指す。

## 事業内容

- ① 関係機関の参画による地域コンソーシアムの形成
  - ② 生涯学習プログラムの実施、および実施する自治体、団体等への支援
  - ③ 障害者の学びを支援する人材の育成に資する研修（合理的配慮を含む）の実施
  - ④ 関係団体、支援者、障害者本人等が参加する共生社会コンファレンスの実施
  - ⑤ 障害者の学びに関する調査研究
  - ⑥ 特別支援学校等における児童生徒の生涯学習の意欲向上に資する取組の実施
  - ⑦ 障害者の学びに関する情報を一元的に収集・提供する仕組みの構築
  - ⑧ 読書や図書館等の利用や意思疎通に困難を伴う障害者の支援に関する取組の実施
- ※①～④を必須事項、⑤～⑧を選択事項とする。

## **(ア) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築**

対象：都道府県・政令指定都市、行政機関との連携により同等の取組が実施可能と考えられる機関・団体

委託期間：令和8年度～令和10年度（3カ年事業（予定））とし、  
契約締結日から各年度3月31日とする

※毎年度実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するとする。

委託基準額：600万（再委託先が5件以上の場合は上限800万円）

# (イ) 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の 拡充を目指した地域連携体制の構築

## 趣旨

地域における学びの機会の充実を目的に、コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習プログラム、インクルーシブなプログラム開発を実施。

### <背景・目的>

- 社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）において、障害のある人に対する合理的配慮や情報保障にかかる経験が少ないため、**施設の活用を通じて経験値を高めることを期待した事業**です。
- 「社会教育」という手法により、**障害の有無にかかわらず参加できる場（社会との接点）を設けることで、地域住民を中心とした参加者同士の相互理解を促進したい**。そのためには、社会教育関係者（社会教育施設の職員や自治体の社会教育主事等）を含めた地域連携体制の構築を進めていきたい。

### <補足>

- 「社会教育施設の活用」：**施設そのものの活用に限らず、社会教育関係者の取組への参画や、地域の社会教育施設が有するネットワークや人材等も含んでいます**。
- このメニューは、社会教育施設を活用したプログラムを作ることよりも、**学びの場の拡充を目指した地域連携体制を構築していくことを重視**しています。

# (イ) 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の 拡充を目指した地域連携体制の構築

## 趣旨

地域における学びの機会の充実を目的に、コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用した、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習プログラム、インクルーシブなプログラム開発を実施。

### <背景・目的>

- 社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）において、障害のある人に対する合理的配慮や情報保障にかかる経験が少ないため、**施設の活用を通じて経験値を高めることを期待した事業**です。
- 「社会教育」という手法により、**障害の有無にかかわらず参加できる場（社会との接点）を設けることで、地域住民を中心とした参加者同士の相互理解を促進したい**。そのためには、社会教育関係者（社会教育施設の職員や自治体の社会教育主事等）を含めた地域連携体制の構築を進めていきたい。

### <補足>

- 「社会教育施設の活用」：**施設そのものの活用に限らず、社会教育関係者の取組への参画や、地域の社会教育施設が有するネットワークや人材等も含んでいます**。
- このメニューは、社会教育施設を活用したプログラムを作ることよりも、**学びの場の拡充を目指した地域連携体制を構築していくことを重視**しています。

# (イ) 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の 拡充を目指した地域連携体制の構築

対象：市区町村、高等教育機関、民間団体等

委託期間：契約締結日から令和9年3月10日（原則1年を上限）

委託基準額：180万

## 令和7年度からの主な変更点

- 連携協議会に社会教育関係者（社会教育主事、社会教育委員、公民館や生涯学習センター等の社会教育施設等）の参加を必須とする。
- 前年度と同様のプログラムで申請する場合は、新たに取り組む内容や拡充する内容を盛り込むこと。（申請書に記載する項目欄有り）
- 成果報告書を作成するとともに、情報発信として成果報告会（コンファレンスではない）を実施することが望ましい。

# (イ) 社会教育施設を活用した障害者の学びの場の 拡充を目指した地域連携体制の構築

## 事業内容

- ① 効果的な生涯学習プログラムの開発・実施
- ② 行政・関係団体等との協働による連携協議会の開催
- ③ コーディネーターによる活動、ボランティア等の育成等
- ④ 成果普及のための成果報告会の実施
- ⑤ 地域における障害者の生涯学習プログラム開始のための調査等

※①～④を必須事項とする。

※⑤は、①～④の事項を令和 8 年度新たな取組として実施する場合に実施可能とする。

また、今後①～④の事項を実施するための事前調査等として⑤のみ実施することも可能とする。

# (ウ) 障害者の移行期の学びのモデル構築

## 趣旨

大学、専門学校等の高等教育機関への進学が困難な障害者が学びを継続できる機会等の創出や、障害の有無に関わらず同世代の若者を含む社会と接することができる居場所作りを目的とした持続可能な生涯学習プログラム等の開発を実施。

## 事業内容

- ① 高等教育機関や民間団体等の資源（施設及び教員・学生等の人材等）を生かした効果的な生涯学習プログラムの開発・実施
  - ② 行政・関係団体等との協働による連携協議会の開催
  - ③ コーディネーターによる活動、ボランティア等の育成等
  - ④ 成果普及のための成果報告会の実施
  - ⑤ 障害者の移行期の学びのモデル構築における調査等
- ※①～④を必須事項とする。
- ※⑤のみ取り組むことができる。

## (ウ) 障害者の移行期の学びのモデル構築

対象：市区町村、高等教育機関、民間団体等

委託期間：契約締結日から令和9年3月10日（原則1年を上限）

委託基準額：180万

### 令和7年度からの主な変更点

- 前年度と同様のプログラムで申請する場合は、新たに取り組む内容や拡充する内容を盛り込むこと。（申請書に記載する項目欄有り）
- 成果報告書を作成するとともに、情報発信として成果報告会（コンファレンスではない）を実施することが望ましい。**

# (ウ) 障害者の移行期の学びのモデル構築

## ⑤ 障害者の移行期の学びのモデル構築における調査等

### <補足>

- i 新たに（１）～（４）の事業を取り組もうとする委託先が、効果的・実践的な取組等を実施することを目的として、**現状分析・把握にむけた取組**（実態調査やニーズ調査、先進事例の収集や現地視察、研修会等への参加等）や、**地域の関係機関・団体等への働きかけのための訪問等、連携協議会の設置に向けた準備等**を行う。
- ii 高等教育機関における**主に知的・発達障害者を対象としたオープンカレッジ**（公開講座等）の普及啓発や展開を目的として実施する、**有識者や実践者同士等の意見交換の機会を設ける取組**（オープンカレッジにかかる大学間ネットワークの構築やシンポジウム等の情報発信の機会の開催等）や、**高等教育機関における障害者を対象としたオープンカレッジ（公開講座）の実態把握のための調査（アンケート調査）や現地視察等**を実施する。

# ★事業計画作成にあたってご予定いただきたいこと

## 委託団体向け 説明会

日時：5月27日（水）14:00～16:00（予定）

開催方法：オンライン

内容：事業説明、経費の取り扱いについて 等

参加者：人数制限なし

## 委託団体情報交換会

日時：7月11日（土）14:00～17:00（予定）

開催方法：対面

場所：文部科学省 周辺

参加者：委託先（再委託先含む） 1～2名

※事業スケジュールへの記載および旅費の計上をお願いします。

※2名までは委託費での計上可。3名以上となる場合は自己負担にてご参加をお願いします。

## ★スケジュール

公募開始:	令和8年2月20日(金)
公募説明会締切:	2月24日(火)14時
公募説明会:	2月24日(火)17時
参加表明締切:	3月11日(水)17時
公募締切:	3月13日(金)17時 ※提出方法は公募要領参照
審査・選定:	3月下旬～4月上旬目途
契約締結:	5月中目途

※本公募は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合があります。

## 2. 委託事業実施にあたって

## ★留意点

・審査の過程で企画提案いただいた内容・金額に意見があった際など、契約段階で変更いただく場合があります。

・根拠を明確にし、事業実施にあたって、真に必要とする経費かご確認ください。

例) 視察にかかる旅費

・過剰な予算計上はせず、必要経費を計上してください。

例) 会議やプログラム等の実施回数

## **参加表明のお願い**

**あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、参加を希望する場合は令和8年3月11日（水）17時までに下記問い合わせ先に、E-mailなどにより参加表明を行ってください（様式は任意）。**

**どのメニューに応募予定か、併せてお知らせください。  
企画提案書様式をお送りします。**

# 3. 質疑応答

質問がある方は、リアクションボタン「手を挙げる」を押してください。